



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4 第1項第7号に規定する区域
**図郭割図
(河辺・雄和)**

市長が定める道路の区間

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 市道

市長が定める道路の区間から100mの範囲

□ 都市計画区域

□ 内側：市街化区域
□ 外側：市街化調整区域

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 洪水浸水想定区域 ※1

条例区域は、市長が定める道路の区間に於いて、当該道路に対し6m以上接している敷地であつて、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域